



栃木県公報

令和2(2020)年
1月31日(金)
第75号

目次

告示

- 土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正..... 49
- 同..... 50
- 同..... 51
- 土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正..... 51
- 同..... 52
- 同..... 52
- 土砂災害警戒区域の指定..... 53
- 土砂災害特別警戒区域の指定..... 54
- 土壤汚染対策法による要措置区域の指定..... 56
- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定..... 56
- 同..... 57
- 救急医療機関の指定..... 57
- 特定計量器の定期検査の実施..... 58
- 収去飼料検査結果の概要..... 60
- 平成30(2018)年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領..... 61

公告

- 大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要..... 72
- 大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要..... 72
- 公共測量の実施..... 72
- 公共測量の終了..... 73
- 土地区画整理組合理事の退任..... 73
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 73

調達等公告

- 入札公告..... 73
- 同..... 74

告示

栃木県告示第三十八号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成十九年栃木県告示第二百十六号)により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十一日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然

略			現象の種類			略			現象の種類					
塩谷町大字船生6203	略	略	塩谷町大字船生6203	略	略	塩谷町大字芦場新田6204	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流	塩谷町大字玉生6208	略	略	塩谷町大字玉生6209	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
略			略			略			略			略		
塩谷町大字玉生J6219	略	略	塩谷町大字玉生J6219	略	略	塩谷町大字芦場新田I6-2-001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流	略			略		
略			略			略			略			略		

栃木県告示第三十九号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年栃木県告示第百二十一号)により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十一日

栃木県知事 福田 直 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩谷町大字飯岡I6-2-004	略	略	塩谷町大字飯岡I6-2-003	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
塩谷町大字飯岡J6215	略	略	塩谷町大字飯岡I6-2-004	略	略
			塩谷町大字飯岡J6215	略	略
			塩谷町大字飯岡	別紙図面のと	土石流

			岡 II 6 - 2 - 009	おり。(図面省略)
略			略	

栃木県告示第四十号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年栃木県告示第九十号)により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十一日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
塩谷町大字熊ノ木384-Ⅲ-003	略	略	塩谷町大字熊ノ木384-Ⅲ-003	略	略
			塩谷町大字船生384-Ⅲ-004	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第四十一号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成十九年栃木県告示第二百二十号)により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十一日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
塩谷町大字船生6201	略	略	略	塩谷町大字船生6201	略	略	略

				塩谷町大字芦場新田6204	別紙図面のとお り。(図面省略)	土石流	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			
塩谷町大字玉生J6219	略	略	略	塩谷町大字玉生J6219	略	略	略
				塩谷町大字芦場新田I6-2-001	別紙図面のとお り。(図面省略)	土石流	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第四十二号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年栃木県告示第百二十三号)により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十一日

栃木県知事 福田 直一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塩谷町大字飯岡I6-2-004	略	略	略	塩谷町大字飯岡I6-2-003	別紙図面のとお り。(図面省略)	土石流	別紙図面のとお り。(図面省略)
				塩谷町大字飯岡I6-2-004	略	略	略
塩谷町大字飯岡II6-2-010	略	略	略	塩谷町大字飯岡II6-2-009	別紙図面のとお り。(図面省略)	土石流	別紙図面のとお り。(図面省略)
				塩谷町大字飯岡II6-2-010	略	略	略

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年栃木県告示第九十七号)により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和二年一月三十一日

栃木県知事 榎 田 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
塩谷町大字熊ノ木384-Ⅲ-003	略	略	略	塩谷町大字熊ノ木384-Ⅲ-003	略	略	略
				塩谷町大字船生384-Ⅲ-004	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び塩谷町役場において縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

栃木県知事 榎 田 一

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩谷町大字喜佐見・鳥羽新田384-I-1001	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字鳥羽新田384-I-1002	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字船生384-I-1003	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字上寺島384-II-1001	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字喜佐見384-II-1002	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字喜佐見384-II-1003	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字熊ノ木384-II-1004	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字東房・下寺島384-II-1005	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字熊ノ木384-II-1006	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

塩谷町大字船生384-II-1007	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字船生384-II-1008	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字船生384-II-1009	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字船生384-II-1010	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字船生384-II-1011	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字船生384-II-1012	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字道下・玉生384-II-1013	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字道下・玉生384-II-1014	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字飯岡384-II-1015	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字泉384-II-1016	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字上寺島384-III-1001	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字喜佐見384-III-1003	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字喜佐見・熊ノ木384-III-1004	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字喜佐見384-III-1005	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字船生384-III-1007	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字船生384-III-1008	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字泉384-III-1009	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字船生384-III-004	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
塩谷町大字下寺島IF2001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
塩谷町大字下寺島IIF2001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
塩谷町大字道谷原IIIF2001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
塩谷町大字船生IIIF2002	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
塩谷町大字芦場新田6204	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
塩谷町大字玉生6209	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
塩谷町大字船生I6-2-001	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
塩谷町大字飯岡I6-2-003	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流
塩谷町大字飯岡II6-2-009	別紙図面のとおり。(図面省略)	土石流

栃木県告示第四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防・水資源課、栃木県矢板土木事務所及び塩谷町役場において縦覧に供する。

令和二年一月三十一日

栃木県知事 榎 田 恒 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建 築 物 に 作 用 す る と 想 定 さ れ る 衝 撃 に 関 す る 事 項
-----------	-----------	---------------------------------------	---

塩谷町大字喜佐見・鳥羽新田384-I-1001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字鳥羽新田384-I-1002	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-I-1003	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字上寺島384-II-1001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字喜佐見384-II-1002	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字喜佐見384-II-1003	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字熊ノ木384-II-1004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字東房・下寺島384-II-1005	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字熊ノ木384-II-1006	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-II-1007	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-II-1008	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-II-1009	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-II-1010	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-II-1011	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-II-1012	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字道下・玉生384-II-1013	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字道下・玉生384-II-1014	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字飯岡384-II-1015	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字泉384-II-1016	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字上寺島384-III-1001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字喜佐見384-III-1003	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

塩谷町大字喜佐見・熊ノ木384-Ⅲ-1004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字喜佐見384-Ⅲ-1005	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-Ⅲ-1007	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-Ⅲ-1008	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字泉384-Ⅲ-1009	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生384-Ⅲ-004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字下寺島ⅠF2001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字下寺島ⅡF2001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生ⅢF2002	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)
塩谷町大字船生Ⅰ6-2-001	別紙図面のとおり。 (図面省略)	土石流	別紙図面のとおり。 (図面省略)

(急傾斜地崩壊)

栃木県告示第46号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
足利市朝倉町261番の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置
盛土

栃木県告示第47号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
足利市朝倉町261番の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

栃木県告示第48号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定する区域
足利市羽刈町576番6の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

(環境保全課)

栃木県告示第49号

消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定により告示する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
社会医療法人中山会 宇都宮記念病院	宇都宮市大通り1-3-16	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
独立行政法人地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市南高砂町11-17	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医療法人社団晃陽会 宇都宮第一病院	宇都宮市宝木本町2313	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医療法人英心会 倉持病院	宇都宮市屋板町400-1	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医療法人親仁会 佐藤病院	宇都宮市西3丁目1番11号	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医療法人社団晴澄会 鷲谷病院	宇都宮市下荒針町3618	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
富塚メディカルクリニック	宇都宮市徳次郎町888	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医療法人根本外科胃腸科医院	宇都宮市陽東4-17-10	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	鹿沼市下田町1丁目1033番地	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医療法人桃李会 御殿山病院	鹿沼市今宮町1682-2	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
社団医療法人明倫会 今市病院	日光市今市381	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで

社 団 医 療 法 人 栄 仁 会 院 川 上 病 院	日光市並木町2番地5	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
社 団 医 療 法 人 英 静 会 院 森 病 院	日光市今市674	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
荒 木 医 院	鹿沼市鳥居跡町995-1	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
新 沢 外 科	日光市今市814-1	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 社 団 福 田 会 院 福 田 記 念 病 院	真岡市並木町3丁目10番地6	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 社 団 厚 生 会 院 西 方 病 院	栃木市西方町金崎273番地3	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 博 愛 会 院 杉 村 病 院	小山市城山町2-7-18	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 社 団 友 志 会 院 石 橋 総 合 病 院	下野市下古山1丁目15番4号	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 社 団 亮 仁 会 院 那 須 中 央 病 院	大田原市下石上1453	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
社 会 医 療 法 人 博 愛 会 院 菅 間 記 念 病 院	那須塩原市大黒町2番5号	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 社 団 京 愛 会 院 黒 磯 病 院	那須塩原市高砂町3番5号	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 順 整 会 院 福 島 整 形 外 科 病 院	那須塩原市弥生町1番10号	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
社 会 医 療 法 人 恵 生 会 院 黒 須 病 院	さくら市氏家2650番地	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 薰 会 院 菅 又 病 院	高根沢町大字花岡2351番地	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 社 団 為 王 会 院 尾 形 ク リ ニ ッ ク	矢板市末広町45番地3	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
日 本 赤 十 字 社 院 足 利 赤 十 字 病 院	足利市五十部町284-1	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
医 療 法 人 太 陽 会 院 足 利 第 一 病 院	足利市大月町1031	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで
佐野厚生農業協同組合連合会 佐野厚生総合病院	佐野市堀米町1728番地	令和2(2020)年2月1日から 令和5(2023)年1月31日まで

(医療政策課)

栃木県告示第50号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

1 計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査(2の(1)の定期検査を除く。)

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	
鹿 沼 市	令和2(2020)年5月21日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	鹿沼市口栗野1780 鹿沼市栗野コミュニティ センター
	令和2(2020)年5月22日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和2(2020)年5月25日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	鹿沼市樺山町162-2 鹿沼市北押原コミュニ ティセンター
	令和2(2020)年5月26日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和2(2020)年5月27日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	鹿沼市上石川1465-4 鹿沼市職業訓練センター
	令和2(2020)年5月28日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	鹿沼市御成橋町2-2197- 1 鹿沼市菊沢コミュニ ティセンター
	令和2(2020)年5月29日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和2(2020)年6月2日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
日 光 市	令和2(2020)年6月4日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市御幸町4-1 日光市役所日光庁舎
	令和2(2020)年6月5日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和2(2020)年6月8日(月)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	日光市足尾町通洞9-2 日光市銅ふれあい館
	令和2(2020)年6月9日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市平ヶ崎160 日光市今市文化会館
	令和2(2020)年6月10日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和2(2020)年6月11日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和2(2020)年6月12日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	日光市鬼怒川温泉大原 1406-2 日光市役所藤原庁舎
	令和2(2020)年6月15日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和2(2020)年6月16日(火)	午後1時から午後3時まで	
塩 谷 町	令和2(2020)年6月17日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	塩谷町玉生681 玉生コミュニティセン ター

さくら市	令和2(2020)年6月18日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	さくら市氏家2730 さくら市氏家体育館
	令和2(2020)年6月19日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	令和2(2020)年6月22日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	さくら市喜連川4397-1 さくら市喜連川公民館
高根沢町	令和2(2020)年6月23日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	高根沢町石末2053 高根沢町役場
鹿沼市 日光市 塩谷町 さくら市 高根沢町	各区域の期日の初日から令和2(2020)年12月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	宇都宮市ゆいの杜1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で行う定期検査

(1) 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
鹿沼市	令和2(2020)年6月16日(火)から同年12月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
日光市、塩谷町	令和2(2020)年6月30日(火)から同年12月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
さくら市、高根沢町	令和2(2020)年7月7日(火)から同年12月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 計量法施行令第10条第1項第2号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
栃木県の区域(宇都宮市の区域を除く。)	令和2(2020)年5月21日(木)から同年12月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(産業政策課)

栃木県告示第51号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第4項の規定により、令和元(2019)年10月から同年12月までの間に検査した収去飼料の分析結果の概要を次のとおり公表する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
明治飼糧株式会社真岡センター真岡市	同左	明治配合飼料ドライミックスC16	R1(2019)11	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

- 注) 1 試験項目の欄には、栄養成分等－粗たん白質等の検査項目ごとに記載する。
 2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合にはその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合にはその内容を、それぞれ記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
明治飼糧株式会社真岡センター 真岡市	同左	飼料	明治配合飼料ドライミックスC16	R1（2019） 11	重金属－カドミウム	無
サントリーモルティング株式会社本社工場 宇都宮市	同左	飼料	大麦、麦芽根及び麦芽かす	R1（2019） 12	重金属－カドミウム	無
笠原産業株式会社 足利市	同左	飼料	ふすま	R1（2019） 12	重金属－カドミウム	無

- 注) 1 試験項目の欄には、重金属－カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。
 2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

（畜産振興課）

栃木県告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和元（2019）年11月27日栃木県議会において認定された平成30（2018）年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和2（2020）年1月31日

栃木県知事 福田 富一

I 平成 30 (2018) 年度栃木県一般会計歳入歳出決算

1 歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
1 県 税		249,500,000,000	252,582,133,841	248,853,151,934	552,693,433	3,176,288,474
	1 県 民 税	85,802,000,000	88,981,115,677	85,609,999,807	460,063,328	2,911,052,542
	2 事 業 税	57,577,000,000	57,735,007,482	57,596,799,284	40,872,424	97,335,774
	3 地 方 消 費 税	35,009,000,000	34,714,212,656	34,714,212,656		
	4 不 動 産 取 得 税	5,101,000,000	5,248,558,854	5,175,632,519	14,167,040	58,759,295
	5 県 た ば こ 税	2,226,000,000	2,223,787,670	2,223,787,670		
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,195,000,000	2,227,358,450	2,227,358,450		
	7 自 動 車 取 得 税	4,115,000,000	3,938,941,230	3,938,941,230		
	8 軽 油 引 取 税	22,240,000,000	22,154,131,123	22,150,217,523		3,913,600
	9 自 動 車 税	35,205,000,000	35,326,614,899	35,183,880,995	37,506,641	105,227,263
	10 鉦 区 税	7,000,000	7,566,600	7,482,600	84,000	
	11 狩 猟 税	23,000,000	24,839,200	24,839,200		
2 地方消費税清算金		76,514,000,000	76,514,830,597	76,514,830,597		
	1 地方消費税清算金	76,514,000,000	76,514,830,597	76,514,830,597		
3 地方譲与税		35,125,000,000	35,129,833,000	35,129,833,000		
	1 地方法人特別譲与税	31,925,000,000	31,925,082,000	31,925,082,000		
	2 地方揮発油譲与税	3,000,000,000	3,056,066,000	3,056,066,000		

4	地方特例交付金	3	石油ガス譲与税	200,000,000	148,685,000	148,685,000	148,685,000		
				1,058,420,000	1,058,420,000	1,058,420,000	1,058,420,000		
5	地方交付税	1	地方特例交付金	1,058,420,000	1,058,420,000	1,058,420,000	1,058,420,000		
				120,373,851,000	119,896,452,000	119,896,452,000	119,896,452,000		
		1	地方交付税	120,373,851,000	119,896,452,000	119,896,452,000	119,896,452,000		
6	交通安全対策特別交付金	1		600,000,000	474,514,000	474,514,000	474,514,000		
		1	交通安全対策特別交付金	600,000,000	474,514,000	474,514,000	474,514,000		
7	分担金及び負担金			3,106,355,042	2,965,384,070	2,965,384,070	2,854,349,462	12,860,836	98,173,772
		1	負担金	3,106,355,042	2,965,384,070	2,965,384,070	2,854,349,462	12,860,836	98,173,772
8	使用料及び手数料	1	使用料	11,012,356,000	10,695,066,902	10,521,786,159	10,521,786,159	6,566,578	166,714,165
		2	手数料	7,741,064,000	7,619,957,795	7,446,677,052	7,446,677,052	6,566,578	166,714,165
				3,271,292,000	3,075,109,107	3,075,109,107	3,075,109,107		
9	国庫支出金			110,692,173,940	88,685,564,605	88,685,564,605	88,685,564,605		
		1	国庫負担金	43,408,680,007	42,692,400,098	42,692,400,098	42,692,400,098		
		2	国庫補助金	66,166,976,933	45,056,669,338	45,056,669,338	45,056,669,338		
		3	委託金	1,116,517,000	936,495,169	936,495,169	936,495,169		
10	財産収入			1,213,790,000	1,309,927,482	1,309,927,482	1,309,927,482		
		1	財産運用収入	726,035,000	606,665,296	606,665,296	606,665,296		
		2	財産売却収入	487,755,000	703,262,186	703,262,186	703,262,186		
11	寄附金			138,768,000	117,606,085	117,606,085	117,606,085		
		1	寄附金	138,768,000	117,606,085	117,606,085	117,606,085		

12	繰入金		12,773,348,000	10,891,426,855	10,891,426,855		
	1	特別会計繰入金	212,994,000	197,823,877	197,823,877		
	2	基金繰入金	12,560,354,000	10,693,602,978	10,693,602,978		
13	繰越金		11,503,177,425	11,503,177,039	11,503,177,039		
	1	繰越金	11,503,177,425	11,503,177,039	11,503,177,039		
14	収入		86,193,487,800	71,199,761,970	70,553,063,548	24,992,653	621,705,769
	1	延滞金、加算金及び 過料	361,453,000	355,647,001	307,741,991	11,147,503	36,757,507
	2	県預金利息	167,000	1,091,246	1,091,246		
	3	貸付金元利収入	68,909,987,000	54,691,643,116	54,611,381,123		80,261,993
	4	受託事業収入	723,062,800	659,891,646	659,891,646		
	5	収益事業収入	7,023,145,000	6,244,625,961	6,244,625,961		
	6	利子割精算金収入	700,000	4	4		
	7	雑収入	9,174,973,000	9,246,862,996	8,728,331,577	13,845,150	504,686,269
15	県債		129,168,000,000	105,314,000,000	105,314,000,000		
	1	県債	129,168,000,000	105,314,000,000	105,314,000,000		
		合計	848,972,727,207	788,338,098,446	783,678,102,766	597,113,500	4,062,882,180

(単位：円)

2 歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1 議会費		1,466,301,000	1,374,947,299		91,353,701
	1 議会費	1,466,301,000	1,374,947,299		91,353,701
2 総務費		44,115,615,990	42,036,737,720	901,213,622	1,177,664,648
	1 総務管理費	15,815,876,990	14,974,249,650	274,848,622	566,778,718
	2 企画費	14,150,348,000	13,454,524,001	626,365,000	69,458,999
	3 徴税費	8,445,049,000	8,185,812,115		259,236,885
	4 市町村振興費	1,791,235,000	1,773,219,201		18,015,799
3 民生費	5 選挙費	276,419,000	224,500,527		51,918,473
	6 防災費	2,884,946,000	2,696,741,689		188,204,311
	7 統計調査費	438,578,000	420,096,646		18,481,354
	8 人事委員会費	130,626,000	126,760,528		3,865,472
	9 監査委員費	182,538,000	180,833,363		1,704,637
		95,485,913,000	90,833,109,957	2,169,715,800	2,483,087,243
	1 社会福祉費	55,891,023,000	54,651,995,052	597,510,000	641,517,948
	2 児童福祉費	31,425,111,000	29,639,741,404	374,639,000	1,410,730,596
	3 生活保護費	4,178,721,000	3,813,513,038		365,207,962
4 災害救助費	124,090,000	116,267,207		7,822,793	
5 県民生活費	3,866,968,000	2,611,593,256	1,197,566,800	57,807,944	

4	衛生費		59,271,860,000	57,323,299,899	708,698,200	1,239,861,901
1	公衆衛生費		27,898,380,000	27,435,556,534	20,182,000	442,641,466
2	環境衛生費		1,968,876,000	1,381,834,594	530,629,000	56,412,406
3	保健所費		2,016,207,000	2,010,190,425		6,016,575
4	医薬費		20,164,387,000	19,666,999,606	113,091,000	384,296,394
5	病院費		4,423,914,000	4,406,088,571		17,825,429
6	環境対策費		2,800,096,000	2,422,630,169	44,796,200	332,669,631
5	労働費		2,007,790,920	1,810,880,556		196,910,364
1	労働費		365,898,000	347,071,012		18,826,988
2	職業訓練費		1,396,598,000	1,236,365,980		160,232,020
3	失業対策費		138,627,920	125,076,658		13,551,262
4	労働委員会費		106,667,000	102,366,906		4,300,094
6	農林水産業費		43,942,729,480	34,390,402,443	8,443,539,148	1,108,787,889
1	農業費		12,643,393,000	10,225,547,918	1,828,736,000	589,109,082
2	畜産業費		6,149,193,000	4,547,461,740	1,478,327,600	123,403,660
3	農地費		13,812,047,480	10,537,388,309	3,194,568,548	80,090,623
4	林業費		10,669,683,000	8,419,002,580	1,941,907,000	308,773,420
5	水産業費		641,491,000	635,259,526		6,231,474
6	自然保護費		26,922,000	25,742,370		1,179,630
7	商工費		65,681,559,000	50,210,734,830	711,352,000	14,759,472,170
1	商工費		63,915,128,000	48,767,588,823	417,020,000	14,730,519,177

8	土木費	2	観光費	1,766,431,000	1,443,146,007	294,332,000	28,952,993
				132,057,691,626	95,312,605,780	35,286,688,242	1,458,397,604
		1	土木管理費	4,976,624,800	4,513,740,624	229,961,000	232,923,176
		2	道路橋りょう費	65,926,659,774	44,912,219,951	20,345,130,359	669,309,464
		3	河川費	28,823,655,100	20,010,805,067	8,280,241,044	532,608,989
		4	都市計画費	29,971,875,760	23,814,534,511	6,151,919,839	5,421,410
		5	住宅費	2,358,876,192	2,061,305,627	279,436,000	18,134,565
9	警察費			42,866,988,191	42,317,312,686	357,431,525	192,243,980
		1	警察管理費	41,525,075,191	41,017,875,563	357,431,525	149,768,103
		2	警察活動費	1,341,913,000	1,299,437,123		42,475,877
10	教育費			180,670,332,800	176,527,492,268	2,028,852,716	2,113,987,816
		1	教育総務費	23,332,859,000	22,639,292,324	77,254,000	616,312,676
		2	小学校費	64,961,102,000	64,477,341,515		483,760,485
		3	中学校費	38,412,580,000	38,169,563,656		243,016,344
		4	高等学校費	35,227,798,000	33,811,605,139	975,497,000	440,695,861
		5	特別支援学校費	14,470,635,000	14,231,564,017	56,694,000	182,376,983
		6	社会教育費	1,191,549,000	1,104,780,527	19,996	86,748,477
		7	保健体育費	3,073,809,800	2,093,345,090	919,387,720	61,076,990
11	災害復旧費			1,371,299,200	889,331,788	175,423,800	306,543,612
		1	農林水産施設災害復旧費	252,878,000	67,478,138	37,875,000	147,524,862
		2	土木施設災害復旧費	1,109,371,200	816,556,900	137,548,800	155,265,500

12	公債費	3	県有施設等災害復旧費	9,050,000	5,296,750		3,753,250
				100,640,279,000	100,632,468,507		7,810,493
		1	公債費	100,640,279,000	100,632,468,507		7,810,493
13	諸支出金			79,384,182,000	78,944,178,383		440,003,617
		1	地方消費税清算金	34,252,000,000	34,078,948,597		173,051,403
		2	利子割交付金	477,000,000	427,058,000		49,942,000
		3	地方消費税交付金	38,539,000,000	38,537,279,000		1,721,000
		4	ゴルフ場利用税交付金	1,558,782,000	1,558,493,470		288,530
		6	自動車取得税交付金	2,737,000,000	2,615,046,000		121,954,000
		7	利子割精算金	400,000	316		399,684
		8	配当割交付金	959,000,000	908,269,000		50,731,000
		9	株式等譲渡所得割交付金	861,000,000	819,084,000		41,916,000
14	予備費			10,185,000			10,185,000
		1	予備費	10,185,000			10,185,000
合			計	848,972,727,207	772,603,502,116	50,782,915,053	25,586,310,038

歳入歳出差引残額(A) 11,074,600,650円
 翌年度へ繰り越すべき財源(B) 6,616,336,194円
 実質収支額(A-B) 4,458,264,456円

II 平成30(2018)年度栃木県特別会計歳入歳出決算

1 歳入

(単位:円)

会計名	事項	予算	現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
公債	管理	52,094,100,000	52,094,100,000	52,094,100,000	52,094,100,000		
自動車取得税	自動車税納税証紙	5,223,000,000	5,223,000,000	5,129,808,430	5,129,808,430		
地方独立行政法人	県立病院貸付金	2,523,120,000	2,523,120,000	2,476,414,749	2,476,414,749		
母子父子寡婦福祉資金	貸付事業	545,980,000	545,980,000	1,249,354,885	804,423,361		444,931,524
心身障害者扶養共済事業		290,630,000	290,630,000	280,459,380	279,419,480		1,039,900
国民健康保険	保険	177,455,980,000	177,455,980,000	179,002,547,645	179,002,547,645		
小規模企業者等設備資金	貸付事業	135,620,000	135,620,000	1,642,412,056	779,053,423	5,020,500	858,338,133
就農支援資金	貸付事業	115,490,000	115,490,000	363,340,704	357,695,823		5,644,881
県営林事業		415,320,000	415,320,000	594,997,615	594,997,615		
林業・木材産業改善資金	貸付事業	214,770,000	214,770,000	626,043,749	612,389,398		13,654,351
流域下水道事業		7,009,882,956	7,009,882,956	7,498,016,625	7,498,016,625		
合計		246,023,892,956	246,023,892,956	250,957,495,838	249,628,866,549	5,020,500	1,323,608,789

2 歳出 (単位:円)

会計名	事項	予算	現額	支	出	額	翌年度繰越額	不	用	額
公債	管理	52,094,100,000	52,094,100,000	52,094,100,000						
自動車取得税・自動車税納税証紙		5,223,000,000	5,223,000,000	5,129,808,430					93,191,570	
地方独立行政法人県立病院貸付金		2,523,120,000	2,523,120,000	2,476,414,749					46,705,251	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		545,980,000	545,980,000	204,989,380					340,990,620	
心身障害者扶養共済事業		290,630,000	290,630,000	279,335,180					11,294,820	
国民健康保険		177,455,980,000	177,455,980,000	177,368,556,171					87,423,829	
小規模企業者等設備資金貸付事業		135,620,000	135,620,000	66,903,589					68,716,411	
就農支援資金貸付事業		115,490,000	115,490,000	104,888,695					10,601,305	
県営林事業		415,320,000	415,320,000	392,970,858					22,349,142	
林業・木材産業改善資金貸付事業		214,770,000	214,770,000	125,408,606					89,361,394	
流域下水水道事業		7,009,882,956	7,009,882,956	5,725,625,151			744,521,495		539,736,310	
合計		246,023,892,956	246,023,892,956	243,969,000,809			744,521,495		1,310,370,652	

歳入歳出差引残額(A) 5,659,865,740円

翌年度へ繰り越すべき財源(B) 184,752,384円

実質収支額(A-B) 5,475,113,356円

Ⅲ 監査委員の意見

1 審査の結果

平成30(2018)年度の一般会計及び特別会計の決算について審査した結果、計数については、関係諸帳簿、証拠書類等と符合し、正確なものと認められた。

また、予算の執行、収入・支出事務及び財産に関する事務については、一部に改善等を要する事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 審査の意見

本県の平成30(2018)年度一般会計の歳入決算額は7,836億7,810万円(1万円未満切捨て。以下同じ。)で、調定額に対する収入率は99.4%、歳出決算額は7,726億350万円で、予算現額に対する執行率は91.0%、実質収支額は44億5,826万円の黒字となった。特別会計は、各会計の合計で歳入決算額は2,496億2,886万円、歳出決算額は2,439億6,900万円となった。

一方で、財政構造の弾力性を表す経常収支比率(普通会計ベース)は、地方譲与税などの増加により、前年度に比べ1.1ポイント改善し94.6%となったが、依然として高水準で推移しており、財政の硬直化が顕著となっている。

また、人口減少・高齢化が進む中で、医療福祉関係経費の増加や公共施設等の老朽化、国民体育大会の開催などにも適切に対応していく必要がある。

このような中、将来にわたり本県の活力を維持していくため、「とちぎ創生15戦略」の総仕上げ及び「とちぎ元気発信プラン」の着実な推進とともに、「とちぎ行革プラン2016」に掲げた行政コストの削減や歳入の確保など財政健全化の取組を鋭意進め、健全で持続可能な行財政運営に努められるよう望むものである。

なお、個別事項については、次のとおりであるので、十分留意されたい。

(1) 収入の確保について

収入未済額は、一般会計が40億6,288万円、特別会計が13億2,360万円、合計53億8,649万円である。収入未済額の大部分は県税収入であるが、8年連続で減少しており、前年度に対して、5億2,275万円減少し31億7,628万円となっている。

しかしながら、県税の収入未済額は依然多額であることから、今後とも、滞納の未然防止や「栃木県地方税滞納整理推進機構取組方針」などに基つき、市町と連携して効果的な取組を推進し、積極的な滞納整理に努められたい。

また、税外収入についても、県民負担の公平性を確保する観点から、「債権管理に関する取組方針」などに基つき、適正な債権管理を徹底するとともに、未利用財産の積極的な活用・処分をはじめ、自主財源の確保に創意工夫を図られたい。

(2) 事務事業の執行について

事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正かつ正確に処理することはもとより、最少の経費で最大の効果を上げなければならない。このため、職員一人ひとりが、常に、経済性、効率性及び有効性について念頭に置き、組織全体としてもコスト意識を高めながら、適切な事務事業の執行に努められたい。

また、定期監査や行政監査において改善等を求めた事項については、全庁的あるいは部局全体の問題として、再発防止を徹底されたい。

なお、業務の見直しに当たっては、RPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)等ICTの活用に努められたい。

(3) 内部統制について

令和2(2020)年度からの内部統制制度の導入により、地方公共団体は、予めリスク(組織目的の達成を阻害する要因)があることを前提として、法令等を遵守し、適正に業務を遂行することが、より一層求められる。このため、制度の導入に当たっては、リスクの識別、評価を適切に行い、必要な対応策を講じるなど、組織目的のより確実な達成に向けて、実効性のある制度の運用が図られるよう努められたい。

(会計局会計管理課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和2(2020)年3月2日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフル本田宇都宮店
河内郡上三川町大字磯岡604番 外
- 2 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
上 三 川 町	意 見 な し

○大規模小売店舗の変更の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和2(2020)年3月2日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフル本田宇都宮店
河内郡上三川町大字磯岡604番 外
- 2 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし

(経営支援課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

- I
 - 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
 - 2 作業地域
佐野市、小山市、栃木市、野木町
 - 3 作業期間
令和2(2020)年1月17日から同年3月31日まで
- II
 - 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
 - 2 作業地域
栃木市、小山市、野木町

3 作業期間

令和2(2020)年1月17日から同年3月25日まで

○公共測量の終了

令和元(2019)年9月6日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宇都宮市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業地域

宇都宮市東峰町宇大東南部第1地区

3 作業期間

令和元(2019)年9月9日から同年10月24日まで

(監理課)

○土地区画整理組合理事の退任

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について退任した旨の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組合名	氏名	住所	届出年月日
真岡市長田土地区画整理組合	工藤 儀一	真岡市長田二丁目1番地25	令和2(2020)年1月9日

○都市計画決定図書の写しの縦覧

壬生町が都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により令和2(2020)年1月20日に決定した、宇都宮都市計画地区計画(壬生町本庁舎地区地区計画)の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 媒体の名称 県政広報紙「とちぎ県民だより」への広告掲載
- (2) 媒体の仕様 入札説明書による。
- (3) 広告掲載条件 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者である

こと。

- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、広告の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 令和2(2020)年2月14日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県県民生活部広報課広報担当 電話028-623-2192
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和2(2020)年2月14日午後2時
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県庁本館8階県民生活部会議室2
- (3) その他
入札説明書は、令和2(2020)年1月31日から同年2月13日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 入札当日指定された場所又は時刻に到着しない場合、2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格を超えた価格で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
ア 入札の変更等 令和2(2020)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ その他 詳細は、入札説明書による。

(広報課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2(2020)年1月31日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 緊急速報メール自動配信業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和2(2020)年2月14日から令和5(2023)年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。
- (4) 履行場所 栃木県全域

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、通信、情報処理の入札参加資格を有する者と決定された者であること。
- (3) 令和2(2020)年2月12日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 平成26(2014)年度以降入札日までに、国、都道府県、又は市町村が実施したクラウド型緊急速報メー

ル配信サービスの業務完了実績がある者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県県土整備部河川課県土防災対策班 電話028-623-2551
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和2(2020)年2月12日 午前11時 栃木県庁舎東館3階入札室2
- (3) 入札方法 1の(1)の件名で総価(履行期間の総額)で入札に付する。
- (4) その他 入札説明書は、令和2(2020)年1月31日から同年2月10日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他
 - ア 最低制限価格の有無 無
 - イ その他 詳細は、入札説明書による。

(河川課)